

自動車保管場所関係事務に関する委託契約について一般競争入札に付するので、次の通り公告する。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動車保管場所関係事務委託

(2) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 履行場所

沖縄県全域（14警察署管内）

(4) 委託契約する事務の内容

ア 受付事務補助

イ 現地調査

(ア) 現地調査 自動車保管場所証明申請（1台）に対して、現場調査を行う場合

(イ) 2台目以降 同一場所に係る複数の自動車保管場所証明申請につき、複数の現場調査を行う場合

ウ 電算入力

(ア) 紙申請 各警察署に提出される自動車保管場所証明申請書、添付書類等の記載事項のデータ入力、必要な書類作成等を作成すること

(イ) 電子申請 平成29年10月2日から導入・運用されている自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）を介して各警察署に送付される自動車保管場所証明の電子申請について、申請内容の不備に対する補正、必要な書類等を作成すること

エ 交付事務補助

(5) 委託見込件数

ア 受付事務補助 95,134件

イ 現地調査

(ア) 現地調査 68,329件

(イ) 2台目以降 16,744件

ウ 電算入力

(ア) 紙申請 94,241件

(イ) 電子申請 985件

エ 交付事務補助 94,242件

(6) 入札方法

ア 入札金額は、委託事務の各区分ごとの1件当たりの単価に委託見込件数を乗じて得た額の合計とし、契約は、各事務ごとの1件当たりの単価とする。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は下記(2)までに(3)へ直接持参又は簡易書留郵便により送付すること。なお、電送及び電報による入札は認めない。

(2) 入札書の提出期限

令和4年3月15日(火曜日)午後6時

(3) 入札書の提出場所

〒900-0021

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課出納第一係

3 開札の日時、場所

令和4年3月16日(水曜日)午前10時00分

沖縄県警察本部1階 警察資料館

4 入札参加資格に関する事項

(1) 自動車保管場所関係事務を行うため必要な能力を有する者(以下「責任者」という。)が置かれている法人であること。

ア 道路交通法第74条の3に該当する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができること。

イ 委託事務に関するトラブルが生じた場合は、責任者において対応が可能であること。

(2) 自動車保管場所関係事務を適正かつ確実に行うために必要な組織及び経理的基礎を有する法人であること。

ア 必要な組織

(ア) 県内に事業所を有していること。

(イ) 受付事務補助、電算入力、交付事務補助事務に従事できる職員を県内14警察署ごとに常時1名以上確保できる法人であること。

(ウ) 現地調査にあつては、委託見込件数に対応できる調査員数を確保できる法人であること。

現地調査員にあつては、他の委託事務と兼任できることとする。

(エ) 責任者は、直接的な正規雇用関係にあること。

(オ) 沖縄県個人情報保護条例(平成17年条例第2号)の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

(カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(キ) 自動車の販売若しくは整備又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭

和37年法律第145号) 第4条第1項に規定されている書面の交付申請の代理を業としていない者。

イ 経理的基礎

- (ア) 純資産又は正味財産が1,000万円以上であること。
- (イ) 経営状況が著しく不良でないこと。
- (ウ) 1年以上の事業実績を有する法人であること。
- (エ) 法人事業税及び法人県民税の滞納がないこと。納税の猶予措置を受けている場合は「納税の猶予許可通知書」(写し)

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。納付の猶予措置を受けている場合は「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)

(6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(7) 労働関係法令を遵守していること。

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定するものに該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

6 入札説明書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

沖縄県警察本部交通部交通規制課

所在地 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-862-0110(内線5173)

FAX 098-867-6844(FAX専用)

(2) 交付期間

令和4年3月4日（金曜日）から令和4年3月14日（月曜日）の午前9時30分から午後6時15分までの間（土曜日、日曜日、休日を除く。）

(3) 契約の条項を示す場所

沖縄県警察本部警務部会計課

所在地 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-862-0110（内線2232）

7 入札参加資格申請期限

入札参加を希望する者は、令和4年3月14日（月曜日）午後6時15分までに入札参加資格の確認を受けるため、6で交付された一般競争入札参加資格確認申請書等（第1号様式から第3号様式ほか）を6（1）の場所に提出すること。

8 入札参加資格の確認結果通知

(1) 通知月日

令和4年3月15日（火曜日）までに、資格審査結果通知書（第4号様式）をもって通知する。

(2) 入札参加資格の有効期間及び適用範囲

入札参加資格の有効期間は（1）による入札参加資格の結果を通知した日から令和4年3月31日までとする。適用範囲は、令和4年度一般競争入札「自動車保管場所関係事務に関する委託契約」のみとする。

(3) 入札参加資格確認後の変更の届け出等

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく一般競争入札参加資格法人変更届（第5号様式）を提出しなければならない。

ア 名称又は商号

イ 所在地

ウ 代表者氏名

エ 資本金

9 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

（但し、(4)及び(5)を除く）

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

12 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格（比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格を入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

13 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

14 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。

15 入札の条件

- (1) 当該入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。
- (2) 当該契約に係る令和4年度歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該入札による契約は解除する。